

愛媛県産後ケア施設スタートアップ支援事業費補助金について(Q & A)

番号	質問	回答
1	対象経費は何か	新たに産後ケア施設を運営するために必要な人件費、委託料、家賃(敷金を除く)です。 既存の産後ケア施設等を増改築・改修・修繕等行う場合や備品の購入費については当該補助金の対象になりません。
2	人件費、委託料、家賃とは具体的にはどんなものか	新たに産後ケア施設を運営する方に対して、運営に必要な経費となっています。 例: 今までは訪問型のみであったが、施設を構えて通所型も始める場合の以下の経費 ・マンションの1室を借りて産後ケアを行う場合の家賃 ・今までは1人で訪問していたが、通所型を始めるにあたり、昼食の提供のために栄養士を雇った場合の人件費 ・今までは1人で訪問していたが、助産師を雇って受入れ人数を拡充する場合の人件費 ・雇入れではなく、委託という形でも可能。
3	補助金額はいくらか	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)です。 補助限度額は、補助対象経費1,080千円に2分の1を乗じた540千円です。
4	令和7年度に開設した産後ケア施設は対象にならないのか	令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間において産後ケア施設開設後1年が経っていない事業者も対象です。 この場合の支払いは、当該期間内に支出したもののみ対象といたします。 例: 令和7年12月1日に開設 令和8年4月1日～令和8年11月30日までの人件費・家賃等が補助対象
5	令和8年度の途中で開設した産後ケア施設は1年分もらえないのか	令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間において支出したものが、今年度の対象となります。 例: 令和8年9月1日に開設 令和8年9月1日～令和9年3月31日までの人件費・家賃等が補助対象 令和9年4月1日～令和9年8月31日分については、令和9年度予算で申請受付予定(※)です。 (※令和9年度予算が成立した場合に限る) ただし、両年度合計で1事業者当たり補助上限額540千円を超えないこと。
6	まず初めに、何を提出すればよいのか、提出期限はいつか	産後ケア事業を開始することが決定したら速やかに提出してください。 令和8年度の申請受付期限は3月1日です。 以下を提出してください。(令和8年度の施設運営に係る対象経費を申請してください。) ・様式第1号 ・別紙1 ・その他必要な資料
7	どこへ提出すればよいのか	愛媛県健康増進課母子保健係に提出してください。
8	提出方法は何か	紙文書または電子メールでの提出が可能です。 【紙文書の場合】※押印が必要です。 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 【電子メールの場合】※押印は不要です。 条件: 県の担当者及び県・提出団体双方の上席者の3名を宛先として提出 提出先: 個別にお問合せください。
9	交付申請をした後、補助金を受け取るために必要なことは何か	交付申請後の流れは以下の①又は②となります。※これと異なる場合もあります。 ①補助事業完了後、速やかに実績報告書及び請求書を提出。(支払った明細を添付) ②人件費や家賃の支払い前に、経費の準備に間に合わない等の場合は、概算払請求書を提出。 補助事業完了後、速やかに実績報告書を提出。(支払った明細を添付) ※令和8年度の補助事業完了時期が3月の場合については、提出時期が異なるため別途お問合せください。